

松江市議会委員会条例の一部を改正する条例

松江市議会委員会条例（平成 17 年松江市条例第 386 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<u>（委員会の開会方法の特例）</u> <u>第 16 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第 21 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>（1） 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>（2） 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> <u>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> <u>3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u>	

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(出席説明の要求)

第 22 条 略

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(意見を述べようとする者の申出)

第 25 条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 29 条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第 26 条 略

2 略

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第 29 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

(出席説明の要求)

第 22 条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第 25 条 略

(公述人の決定)

第 26 条 略

2 略

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 29 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で_____意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 30 条 略	第 30 条 略
2 略	2 略
<u>3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u>	
<u>4 略</u> (記録)	<u>3 略</u> (記録)
第 31 条 略	第 31 条 略
2 略	2 略
<u>3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。